

## 生き方相談業務委託の提案業者評価基準

### (趣旨)

この基準は、生き方相談業務委託に関する提案のうち、最も優秀な提案を行ったと認められる者を選定するための必要な項目を定めるものである。

### (評価方法)

1. 評価委員会は以下の手順により評価し選定を行う。
  - (1) 評価委員は、別表により算定した評点を合計し、合計点の高い順に提案者に順位を付ける。ただし、各委員の評点を合計した総合点が総配点の60%以下の場合、または、評価欄に一つでも「1：劣っている」の評価をされた場合は、受託候補者とししない。
  - (2) 順位点として、1位には1点、2位以下には順に1点ずつ加えた点数を順位点として付与する。ただし、同順位の者が複数あるときは、当該順位点及びその下位にあつて空位となる各順位の順位点の合計を、同順位の提案者数で除して得られる点数とする。
  - (3) 各評価委員の順位点を提案者別に合計し、順位点の合計が最も低い提案業者を第1順位の受託候補者として選定する。
2. 各項目の点数配分は別表の通りとする。

別表

評価項目及び着眼点	配点	評価	倍数	評点
<b>1 業務の実施方針の妥当性</b>	<b>(20)</b>			
① 実施方針に、相談業務を行うにあたり、男女共同参画の視点を持って行う姿勢が示されているか。	15		×3	
② 相談業務の実施に向けた意欲や熱意があるか。	5		×1	
<b>2 業務実施体制の適切性</b>	<b>(30)</b>			
① 継続して安定した業務の提供が可能か。	10		×2	
② 業務向上のための研修体制は構築されているか。	10		×2	
③ 相談者のプライバシーの守秘及び相談内容の保守体制は構築されているか。	10		×2	
<b>3 相談員の業務実施能力</b>	<b>(25)</b>			
① 相談員の類似業務における実績は十分か。(知識や技術は信頼できるか)	15		×3	
② カウンセラーの資格等業務の実施にあたって十分な資格を有しているか。	10		×2	
<b>4 業務実績の妥当性</b>	<b>(15)</b>			
① 自治体における類似業務の受託経過から、本業務委託の主旨を理解し業務の遂行が見込めるか。	15		×3	
<b>5 社会的信頼性</b>	<b>(10)</b>			
① 法人の行動指針などから、社会貢献性などが見て取れるか。	10		×2	
<b>合 計</b>	<b>(100)</b>			

- ◎ 各着眼点の評価欄に1から5の段階（1：劣っている 2：やや劣っている 3：普通 4：やや優れている 5：優れている）で評価する。  
記入された評価に倍数を乗じた数値が評点になる。